

〔論 説〕

英国企業法制における新たな登記制度 PSC Regime (People with Significant Control) にかかる考察

藤 川 信 夫

第一章 英国における新たな登記制度 PSC Regime

1. PSC Regime の意義とマネロン関連法制 (MLR2007)

英国においては、近時 PSC Regime (People with Significant Control 重要なコントロールを持つ人物) の制度が創設・施行されており、主に金融不正・マネーロンダリングに関して形式・表面上の大株主等とは別に、真に不正により利得を上げ、当該企業を支配あるいは大きな影響を及ぼしている者は誰か、その人物あるいは実体を特定することを主旨とする。ガイダンスに詳細な規定を置き、2006年会社法と一体となったソフトローミックスであり、刑事罰規定も伴う点で、上級管理者の機能に関する英国 Senior Management Regime (SMR)⁽¹⁾とも相似する。個人の資質の認定にかかる点で、米国のルールベースとは異なり、英国取締役資格制度以降の欧州型市民社会ルールに根付いた制度といえよう。

もっとも大枠の規制のあり方として、こうしたソフトローの展開、あるいはプリンシプルベース、コーポレート・ガバナンス・コードなどにおける Comply or Explain (遵守せよ、さもなければ説明せよ) 等の手法を我が国のガバナンス改革が目指すべき至上のものとするについては、ソフトローのハードロー化傾向や実効性への疑問など英国の学界自体から疑念も呈されつつある⁽²⁾。マネロン分野などでは、犯罪対策の主旨から勢い内容面では刑事罰を伴ったハードロー化せざるを得ない面があるともいえる。ソフトローの拡大に伴う多様化としてガバナンス同様に個別に検討し、一律な当てはめが利かない領域になりつつあるともいえよう。

マネーロンダリング (資金洗浄) 関連法制について、従前は英国では法人顧客の真の受益者の確認義務に関し、2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007 MLR2007) において定義および確認方法等が規定されていた。金融機関が融資先についてどこまで調査する義務があるかが問題となり、マネロン法制では金融機関が Due Diligence (DD) を行う必要があったが、これを辿ることは実務として会社側から資料を徴求しても困難さがある。これに対し、今般 PSC Regime では登記 (登録) を見れば判

(1) 拙稿「英国金融法制と Senior Management Regime—コーポレート・ガバナンス・コードの交錯、裁判例を通じたソフトローの変容、上級管理者機能 (SMFs) および域外適用—」日本法学第 81 巻第 2 号 (2015 年 10 月 20 日) 1-61 頁。

(2) 拙稿「我が国のコーポレート・ガバナンス改革の転換点とリスクマネジメントならびに英国型ガバナンス改革の功罪」千葉商大論叢第 54 巻第 2 号 (2017 年 3 月 31 日) 289-310 頁。

明するようにしたシステムでリスクベース・アプローチを採用する。定義を定めて一般的に制度化する狙いがあり、実質的には挙証責任の転換にも繋がろう。

今般のPSC Regime創設の背景には、2011年英国FSA (Financial Services Authority 金融サービス機構) が27行を検査した結果、英国外の不審な送金の監視を怠るなどマネーロンダリング対策が多くの銀行で実施されていないことが判明した事情がある⁽³⁾。FSAは銀行業界のマネーロンダリング防止施策を調査し、英国銀行の4分の3程度は政治指導者や関係者などが違法に得た資金の受け取りを禁じた規則に従っていない旨を発表した。

2. 英国中小事業法におけるPSCの登記 (PSC register)

(1) PSCレジスターの導入

2016年4月6日より英国におけるほとんどの株式会社とLLPs (most UK incorporated companies and LLPs) は、PSC (重要なコントロール機能) を有する個人または法人について登記 (レジスター) を行うことが求められることとなった (PSC register)⁽⁴⁾。PSCレジスターに保持される情報は、2016年6月30日から登記所 (Companies House) に提供され、同時に企業やLLPsは年次確認書を作成する必要がある。

PSCレジスター導入は企業の所有と支配に関する透明性を改善するための政府の計画の一部を形成するもので、政府は企業の受益者としての所有権を有する者についてのレジスターの確立によって真に会社から財政的利益を得る人々をより容易に、会社の株式の法的な所有権を保持している人とは対照して識別することが可能になると考えている。

(2) PSCレジスターを取り扱う関連立法の規定とガイダンス

PSCレジスターの要件は2015年3月26日議会提案を受け、英国中小事業法 (the Small Business, Enterprise and Employment Act 2015, the Act) に導入された。The Actは、英国2006年会社法 (CA 2006) の中に新しいパート21Aならびにスケジュール1Aおよび1B (a new Part 21A and Schedules 1A and 1B) を挿入し、PSCレジスターのフレームワークを含んでおり、ほとんどの英国企業では2016年4月6日から具備することが求められる。引き続いて二次立法がPSCレジスターの詳細な態様を充足するために必要とされ、PSC規定 (the Register of People with Significant Control Regulations 2016, the PSC Regulations) がこの目的のために策定された。PSC規定は2016年3月21日公開され、2016年4月6日施行されている。

PSC Regimeは企業の場合と同様に有限責任事業組合 (LLPs) にも適用される。そのために必要な規制として the Limited Liability Partnerships (Register of People with

(3) The Wall Street Journal「英国のFSA、マネーロンダリングで銀行の責任を追及」(2011年6月23日)。
http://jp.wsj.com/public/page/0_0_WJPP_7000-253197.html。本稿の問題意識は、日本政策投資銀行ロンドン現地法人 長弘英幸 Chief Operating Officer (当時) とのディスカッションに基づくところもある。この機会に感謝申し上げたい。もちろん本稿における注 (4) の翻訳などを含めて文責は全て筆者にある。

(4) The Register of People with Significant Control Regulations 2016,
<https://www.legislation.gov.uk/ukdsi/2016/9780111143018>。
本編においては Small Business Act: Register of people with significant control,
<http://www.elexica.com/en/legal-topics/corporate-governance-and-compliance/05-small-business-act-psc-register>。を参照した。

Significant Control) Regulations 2016 (the LLP Regulations) が2016年3月18日に制定され、4月6日発効している。CA2006, a new Part 21A and Schedules 1A and 1B, PSC Regulations は修正された上で LLPs にも適用される。

英国政府は、この新制度の実施のために次のガイダンスを公表している。① PSC (非法令) ガイダンス：Non-statutory guidance for companies, societates europaeae and LLPs explaining the general requirements for identifying and registering PSCs (the PSC guidance) において、societates europaeae (SE) は EU の公開企業である (a public company registered in accordance with the corporate law of the European Union (EU))。

②①の要約：Non-statutory summary version of the PSC guidance for companies. ③ PSC の登記要件のガイダンス：Non-statutory guidance for people with significant control - this is a guide to the PSC register requirements aimed at those individuals and entities that may be identified as PSCs. ④重要な影響・支配の意味に関する法令上のガイダンス：Statutory guidance specifically on the meaning of “significant influence or control” in the context of companies and separately for LLPs.

この法令上のガイダンス (法定指針) は重要な影響・支配 (significant influence or control) の程度に達することの網羅的なステートメントではなく、通常人として定義に該当する事例を示している。また重要な影響・支配やコントロールには達しない除外されるべき役割を定めている (例えば取締役において、取締役の通常の責務と整合するような行動)。登記所 (Companies House) はまた PSC に関する情報を隠し、抑制するための保護制度 (the protection regime for suppressing PSC information) を公開している。

(3) PSC レジスターを維持する必要がある企業

The Act の下で、無限責任会社 (unlimited companies), 株式有限責任会社あるいは保証有限責任会社 (companies limited by shares or by guarantee)⁽⁵⁾ および societates europaeae (SE) により制限される企業を含む全ての英国の株式会社は、FCA の開示規則および透明性規則 (DTRS) の第5章 (Chapter 5 of the FCA Disclosure Rules and Transparency Rules DTRs) が適用される場合を除き、PSC レジスターを維持する必要

(5) 川島いづみ・中村信男「イギリス2006年会社法(1)」比較法学第41巻2号(2008年1月)361-395頁。Jetro ロンドンセンター (ロッチマン・ランダウ法律事務所委託)「英国会社法改正 (The Company Act 2006)」ユーロトレンド (2011年2月)1-55頁, Jetro ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課「2015年英国における企業設立について」(2015年10月)1-36頁。英国の2006年会社法 (Companies Act 2006) において、会社 (company) の分類に関し、公開会社 (public company) および私会社 (private company) に分けられている。公開会社は、株式有限責任会社 (company limited by shares) および株式資本を有する保証有限責任会社 (company limited by guarantee and having a share capital) の中で、基本定款 (certificate of incorporation) で公開会社である旨の定めを置き、かつ公開会社としての登記または再登記に関する一定要件を具備するものである。この公開会社は、有価証券の公募が許され、かつ最低資本金制度が適用される。公開会社である有限責任会社 (limited company) は、原則として、public limited company (p.l.c.) を付すことになる。他方で、私会社 (private company) は、株式資本を有さない保証有限責任会社 (company limited by guarantee and having no share capital) および無限責任会社 (unlimited company) は全て私会社となる。有価証券は公募できず、最低資本金制度適用もない。私会社である有限責任会社 (private limited company) は、原則として、limited (ltd.) を付すことになるが、無限責任会社には名称についての規制はない。

がある。

これにより、例えばロンドン証券取引所の公式リストなどのような規制市場あるいはAIM⁽⁶⁾など所定の市場へ入場が許されている英国の株式会社は、新たな要件からは除外される。もっともこれらの企業はDTRSの下に個別の開示義務を負う。

英国所管大臣(The Secretary of State)はまた、PSCレジスターの要件から他の企業を除く規制を作る権限を与えられている。PSC規制は、全てのEEA国((European Economic Area)EEA state)における取引・規制市場に関わることが許されている議決権株式を有する英国企業はPSC Regimeから除外している。これは日本、アメリカ、スイス、イスラエルでの取引、指定された市場に関わることを認められた議決権株式を有する企業についても同様である(PSC規制スケジュール1)⁽⁷⁾。これらのタイプの企業は、既にその所有に関する詳細な情報を開示するために必要とされる透明性規則に従っているためである。

The Act自体は有限責任事業組合(LLPs)にPSCレジスターの要件を拡張するものではないが、LLP規制は、適切な限りにおいて他の企業同様にLLPsにPSC Regimeを適用することになる。

(4) PSC情報に関連して登記所に対する最初の提出義務

2016年6月30日以降PSCレジスターを求められる全ての企業は、登記所にレジスター情報を提供する必要がある、同時に確認書を毎年作成することが求められる。2017年6月30日までに、関連企業は最初のPSC情報を登記所に提出する必要がある。また2016年6月30日以降新しく会社を設立しようとする者は、他の通常の設定に必要な文書と共に、最初の重要な支配に関する声明(statement of initial significant control)を登記所に提出(file)しなければならない。これには、登記可能なPSCまたは当該企業の関連する法人(relevant legal entity of the company on incorporation)となるような全ての人物を含むものとなる。登記可能なPSCまたは法人が存在しない場合、その旨の声明を行うことになる。The Actは、全てのPSC情報を最新のものとするを求めている。

3. 重要なコントロールを持つ人物(PSC)

2006年会社法21Aに該当する全ての企業は、自社に影響を及ぼすPSCの人物を調べるための合理的措置をとることを要求される。PSCに該当する人物が不在の場合もPSCレジスターを維持する必要がある。

PSC(people with significant control)は、会社との関係で以下の条件のうちの少なくとも1つを充足する個人として定義されている。

条件1:直接的または間接的に当該会社の株式の25%以上を保持している個人。ここで25%の閾(しきい)値(The 25% threshold)は、株式の名義上の値を参照して計算され、保有株式の計算では全株式が含まれる。買い戻され、あるいは購入がキャンセルされた株式は計算に含まれるべきではない。

条件2:直接的または間接的に当該会社の議決権の25%以上を保持している個人。買い戻

(6) 1995年に英ロンドン証券取引所(LSE)が創設した新興企業向け市場の名称である。

(7) Schedule 1 to the PSC Regulations.

されている株式に付いた議決権、あるいは自己株式として保有されている株式の議決権は除外される。

条件 3：当該個人が取締役会の過半数の任命または解任する権限を与えられている場合。この条件を評価する際に考慮すべきことは、ボード（取締役会）の議決権の過半数で取締役を指名または削除する権利を持っているかどうかである。各取締役が取締役会で 1 票を持っている場合、計算は比較的簡単になるが、別異の取締役が全てまたはほとんどの事項について異なる議決権あるいは決定票（a casting vote）を持っている場合に考慮すべきことは、全てのまたは実質的に全ての事項に関し、ボードの投票では過半数により信認された取締役（directors who carry a majority in board votes）について、それでもこれを選任または解任できる権利を持っているかどうか、ということである。2 層（two-tier）ボード⁽⁸⁾の構造を有している *societas europaea* については、経営層または監督機能を担う機関の大多数を選任または解任できる個人であれば、この条件 3 を満たしていることになる。

条件 4：それ以外に、個人が当該企業に重要な影響力、あるいは支配を行使する権限を有する、あるいは実際に行使している場合。当該企業は、上記の 3 条件の 1 つ以上を通じて支配力を行使していない場合には、この条件を満たしているかどうかを検討する必要がある。この場合、法令上のガイダンス（statutory guidance 法定ガイダンス）において重要な影響力やコントロールに該当する要因が示されている。

条件 5：個人が、組合（partnership）のように法人ではないが、もし個人であれば最初の 4 つの条件のいずれかを充足することになる信託または会社（a trust or firm）に対して、重要な影響力を行使する権利を持っているか、あるいは実際に権利を行使している場合。

信託または会社が当該企業に対して所有権またはコントロールを持っている場合、もし個人であれば、条件 1-4 のいずれかを満たしているかどうかを検討する必要がある。信託または会社がこれらの条件のいずれかを満たしていた場合、この信託または会社の活動をコントロールする個人について考慮しなければならない。この場合も、法令上のガイダンスによって当該個人がらの個人が信託または会社に対して重要な影響力やコントロールを保有しているかを検討することになる。当該個人が当該企業の PSC となり、重要な影響力やコントロールを持っている場合、その個人の詳細は PSC レジスターに入力する必要がある。

信託または会社の資産に条件 1-4 のいずれかを充足する当該企業の所有権またはコントロールが含まれている場合、PSC レジスターは、受託者または組合のパートナー（the trustee (s) or partner (s)）がそれぞれ重要な影響力やコントロールを持っていることを示すべきである。もし受託者またはパートナー以外の誰か（例えば信託の委託者または受益者）が重要な影響力やコントロールを行使する権利を持っている場合、彼らは条件 5 を満たすものとしてレジスタに表示されるべきである。

(8) 取締役会のみによる単層ボード（英米型、モニタリングタイプ）でなく、ドイツの監査役会（共同決定法）型、あるいはフランスの選択制における 2 層制度のことであろう。

直接および間接保有について、上記の通り、個人は直接的または間接的に株式あるいは議決権を保有することで条件1、2または3を充足することができる。株式あるいは議決権が個人自身の名前で保有されている場合には直接の利害関係があることになる。他方、株式あるいは議決権が間接的に保有されているケースとして、当該個人が法人(a legal entity)の過半数の株式を保有し、その法人が当該企業の株式あるいは議決権を保有する場合がある。またその法人が、法人のチェーンの一部となり、各チェーンの法人がすぐ下の法人の株式の過半数を保有している場合、チェーンの最後の法人(最上部の法人)は当該企業の株式あるいは権利を保持していることになる。

この定義を満たすために、個々の法人間で過半数の株式を保有している必要がある。また個人は、以下の状況において法人の株式の過半数を保有することとされる。その個人が法人の議決権の過半数を保有する場合。その個人が法人のメンバーであり法人のボード(取締役会)の過半数を任命または解任する権利を有している場合。その個人が法人のメンバーであり他の株主またはメンバーとの合意に基づき法人の議決権の過半数を単独でコントロールしている場合。その個人が法人に対して支配的な影響やコントロールを行使する権限があり、あるいは実際にも行使している場合。

付則の条項として、個人は有限責任のパートナーであるなどの場合は、それのみでは上記の条件1-3を満たさないように特例を設けている。The Actはまた上記PSC条件の解釈を補足するために追加の附則が含まれている。例として、個人が共同で株式または議決権を保持する場合、各々の個人は株式または議決権を保持するものとして扱われる。

4. 重要なコントロールを持つ全ての個人がPSC登記を行う必要性ならびに具体的ケース

特に大規模企業グループのために、PSCレジスターを求められる人の数を減らすため、The Act自体は登記可能と非登記可能のPSCを区別している。企業におけるPSCは、以下の関連法人(RLE)の場合のみ非登記も可能となる。

彼らが保有する唯一の利益は、彼らが各々に対して重要なコントロールを持っている1つまたは複数の法人を介して保持され、所有権の連鎖(チェーン)におけるこれらの法人のうち少なくとも1つが当該企業との関係で関連法人(relevant legal entity RLE)となっている場合であり、かかるRLEの要件は次のように定義されている。①企業または会社(即ち法人)。英国や英国以外の企業や会社の両方があり得る。②上記の条件1-5のいずれか1つ以上を満たす個人であった場合、PSCの定義の内に入ったであろうこと。③独自の開示要件に従っていること。第21A(CA2006)の下で独自のPSCの登記を続け、PSC規則に従い英国またはEEA内の他の場所またはスイス、米国、日本、イスラエルにおける指定された規制市場において取引を認められた議決権株式を有していること。

PSCは非登記が可能である場合、その詳細はPSCレジスタに含まれるべきではない。その代替として、個々の会社が自身の利益を保持しているRLEsの1つの詳細がレジスタに含まれることになる。次のような事例で示したい。

事例1として、person1と2が各々英国内のA社の株式の50%を直接保有している事例である。PSCレジスターにおいては、両者共にA社における登記可能なPSCとなる。

事例2として、C社が英国内企業(RLE)、B社は海外企業(非RLE)であるがC社の100%子会社(完全子会社)、そのB社の更に100%子会社として英国A社が存在し、か

かる状況下で person1 が C 社に対して 100% の株式を保有している事例である。person1 は A 社に対しては直接の利益を保持していないが、法人（会社 B と C 社）チェーンを介して A 社に間接的な利益を持っている。person1 は、B 社と C 社の各々に対して重要な支配を及ぼしており、C 社は A 社の RLE となる。

この事例では person1 は A 社の登記可能な PSC ではなく、その会社の PSC レジスターには含まれるべきではないことを意味している。しかし person1 は、C 社の登記可能な PSC となり、その会社の PSC レジスターに含まれるべきこととなる。

事例 3 では、person1 と C 社（英国内企業（RLE））、B 社（海外企業（非 RLE））の関係は事例 2 と同様であるが、B 社が 80% の株式を保有する子会社として英国 A 社が存在する事例である。person1 は、英国 A 企業の 20% の株式を直接保有している。この直接保持する株式分では、株式全体の 25% 未満であることから person1 を A 社の PSC とするには十分ではない。しかしながら会社 B と C を通じて A 社に対する間接的利益を加えて、この person1 の保有する 20% の直接的利益が増幅すれば（aggregated with）、person1 は直接的または間接的な利益として A 社の株式全体の 25% を有することになり、A 社の登記可能な PSC となる。即ち person1 は、別の法人を通じて自己の利益の全てを保持していないとして、登録可能になる。person1 は、直接および間接的に株式の総数（100 %）を保持するものとして、A 社の PSC レジスターに入力する必要がある。

5. 個人でなく法人として PSC レジスターへの登記

定義上は PSC は個人であり、法人（会社あるいは LLP）ではないが、上記のとおり、企業は個人でなく、法人によって所有あるいは支配されることがあり得る。企業の PSC レジスターに含まれるためには、法人は関連性（RLE）があり、登記が可能でなくてはならない。RLE は、該企業にとって所有チェーンにおける最初の RLE であれば登記が可能となる。法人が RLE でない場合、RLE は登記は可能とならず、その詳細も PSC レジスターには掲載されない。例として、Non-UK 企業が自身の開示要求に従っていない場合には RLE となることができず、それゆえに PSC レジスターにも含まれない。こうした状況において法人における多数の利害（majority stake）を有する個人、あるいは RLE を識別するために企業は当該法人における所有と支配の状況を観察することが求められる。

事例 3 では、会社 B は RLE ではなく、そのために登記は可能とならず、会社 A の PSC レジスターにも掲載されるべきではない。会社 A としてはその会社の majority stake を持つ者は誰か、果たして登記が可能な PSC あるいは RLE なのか、を認識するために会社 B の所有と支配の状況を観察しなければならない。会社 C は会社 B の majority stake を有しており、会社 A の RLE であり、また会社の所有チェーンにおける最初の RLE として登記も可能である。企業 C は、従って会社 A の PSC レジスターにおいて登記が可能な RLE として示されることになる。

6. PSC レジスターに含まれる事項

2016 年 4 月 6 日以降、会社の PSC レジスターは空欄とすることはできず、当該企業がまだ登記可能な PSC あるいは RLE が存在するの否かを調査中であれば登記において以下の内容を記載しなければならない。「当該企業は、企業の関連で誰が登記可能な人物あ

るいは登記が可能な関連法人 (a registrable relevant legal entity) なのかを見つけ出す上で採るべき合理的なステップ (taking reasonable steps) をまだ完了していない。

PSC ガイダンスの別表2 (Annex 2 of the PSC guidance) では、以下の特殊な状況における必要な登記事項が示されている。即ち、当該企業がPSCあるいは登記可能なRLEを持たない場合、企業との関連で登記が可能な人物が存在することは認識しているが、いまだその特定に至っていない場合 (has not yet identified the registrable person)。

(1) 登記可能なPSCs

全ての登記可能なPSCsに関連して、登記事項として以下の多くの確定した事項が含まれている。当該個人の名前と生年月日、国籍、住所。当該企業の関連でその個人が登記可能なPSCとなる日付。PSCとなるための5つの条件のどれに当該個人が該当するのか、関連する利害を含めて示すこと。例として当該企業の株式に占める割合。もし、条件1から条件3の1つまたはそれ以上の条件にPSCが該当する場合、企業としては条件4に該当するかどうかを確認することは要求されない。

当該個人が5つの条件のどれに該当するのかを示すに当たり、オフィシャルな用語を使用することが必要となる (PSC ガイダンスの別表2参照)。必要なPSC情報を開示するにあたっての制約もまたPSCレジスターに記されなければならない。

登記可能なPSCsに関連した情報は、一旦確認されれば登記の内容に含まれねばならない。情報としては、関連する個人が自身で当該企業に情報を提供してきた場合、あるいは自身で確認を行った場合、関連する個人についての知識を持った他の人物によって情報がもたらされ、あるいは確認された場合、あるいは当該企業が以前より確認済み情報を有しており、それが変更されたという理由も存しない場合、その情報が確認されたこととなる (Information will be confirmed)。

(2) 登記可能なRLEs

PSCレジスターは、当該企業の関連で全ての登記可能なRLEs(関連法人)における以下の要求された事項を含まなければならない。当該法人の名前、登記された主たる事務所、当該法人の法的な形態、規律する法律 (the entity's legal form and governing law)、当該企業の関連でその法人がRLEとなった日付。RLEsとなるための5つの条件のどれに当該RLEsが該当するのか、関連する利害を含めて示すこと。登記可能なRLEの特定事項は、当該企業がその法人の地位に気づき次第PSCレジスターに記載されなければならない。

7. 個人の非開示に関する企業側の制裁措置—個人が開示すべき通知の応答を怠った場合の企業における制裁措置—

企業において関連の利益を持ち、登記可能なPSCあるいはRLEに関わる情報を求める通知に正当な理由なく応答しない個人に対して、企業は制限を課することができる。当該個人もまた犯罪を犯すことになりかねない (may also be committing a criminal offence)。個人は企業の株式を有し議決権を保持しているか、あるいは取締役会のメンバーを任命または解任する権利がある場合、かかる関連の利益を持つことになる。

制限の通知を課すための (imposing a restrictions notice) プロセスは、次の通りである。企業は情報通知にかかる要求を提供し、通知の受信者が返信または通知の日から1ヶ月

以内に返信しないための正当な理由を提供することができない場合、その通知が発出され返事がなかったことを企業としては PSC レジスターに記す必要がある。

企業は、もしその警告の通知を発出した日から1ヶ月以内に受信者が情報を求める最初の要求に回答しない場合、または返信しないことの正当な理由を提示しない場合、関連の利益に関する制限を課すつもりであることを示す警告の通知 (warning notice) を発出する。

企業は、その制限が通知の日付に行われる旨を受信者に知らせる制限の通知を出すことになる。PSC レジスターは制限通知が発行されたことを示すために更新する必要がある。PSC ガイダンスの附属書3には、サンプルの通知が含まれている。

全ての制限の通知の効果として、効果的な形でその権利を有する者が権利行使をできなくする (prevent the holder from exercising their rights) ことにある。関連の利益は移転することはできない。全ての意図的な移転は無効になる (any purported transfer will be void)。

いかなる権利も行使はできない (議決権を含む)。その利益に関しては、清算の場合を除き (except in liquidation) 株式は発行できない。当該企業からはその利益に関していかなる金額も支払われない。関連する利益が制限の対象であることを知っていながら個人がその利益の関係で権利を行使することを目的としている場合には、犯罪として刑事裁判にかかることにもなる。もっとも企業は、以下の場合には通知を発行することにより全ての制限を解除する必要がある (must lift any restrictions)。個人または法人は要求された PSC の情報を提供し、あるいは要求を遵守しないことの正当な理由を提供し (provides a valid reason)、企業がこの理由に満足している場合。企業がその制限が不当に第三者の権利に影響を及ぼしている (unfairly affecting the rights of a third party) ことを発見した場合。企業が裁判所から命令された場合。

8. PSC レジスター維持のための必要情報—企業としては PSC レジスターを維持するためにいかにして必要な情報を得ることができるか—

企業としては、PSC レジスターの全ての情報を最新のものとすることが必要である。そのため、企業としては PSC レジスターを間違い、あるいは不十分なものとしかねない (may have caused the PSC register to become incorrect or incomplete) 全ての変化の情報について、登記における個人あるいは法人に対して確認しなければならない。附属書3 (Annex 3) においてその例が示されている。

これらの情報義務を企業が遵守しないことは、当該企業ならびに義務の不履行にかかる各役員 (every officer of the company who is in default) による犯罪となる。

9. PSC レジスターの保持と閲覧—PSC レジスターはどこに保持され、誰がそれを見ることができるか—

2016年6月30日以降、私企業と LLPs はその登録された事務所 (または別の場所) でなく、登記所において自身の PSC レジスターを維持するオプションを持つことになる。登記所において自身の PSC レジスターを維持することを選択する結果の1つとして、全ての PSC の誕生の完全な日付が公開されることがある。これらの PSC を保護するため、登記所において自身の PSC レジスターを維持することを選択せんとする全ての企業は、

少なくとも14日前までに、その意思を各PSCまたは登録可能なRLEへ通知をしなければならない。異論がなければ、その企業は選択の段階に進むことができる。

10. PSCはその詳細が公的に利用可能であることを停止できるか

ほとんどのPSC情報は公開されるものの、PSC Regime (people with significant control) は例外的な状況ではこの情報が抑制される (suppress) ように適用されることを認めている。PSC情報の保護には2つのカテゴリーがある。①PSCの居住アドレスを信用照会機関 (credit reference agencies) と共有されることから防止する。②PSCに関する全ての情報が公的に利用可能となることを防止する (企業自身のPSCレジスターと中央公共レジスターの両方)、または信用照会機関と共有されることから防止する。この保護の両方のタイプについて併用することは可能である。登記所は英国企業に関するPSC情報を保護するためのアプリケーション・プロセスに関するガイダンスを発表している。

第二章 米国などマネロン法制ならびに実質的所有者にかかる比較法的考察

1. マネロン対策の国際的な取り組みと重点項目

PSCの登記制度は、実質的所有者に関する規制を既に有する欧米などのマネロン法制などにおいて有用性を示すこととなろうが、米国では実質的所有者にかかる規制は存在するものの英国のような登記制度は敷かれていない。我が国も含めて法制度の実効性を向上させる点で、英国の登記制度は考慮に値するといえる。

マネーロンダリングは犯罪により得られる収益の出所、真の所有者が分からないようにし、捜査機関による収益の発見、犯罪の検挙を逃れんとする行為とされる⁽⁹⁾。マネロン規制に関しては金融活動作業部会 (Financial Action Task Force FATF) が国際協調推進のため、1989年アルシュ・サミット経済宣言を受け設立された。FATF勧告として2012年2月「新40の勧告」が採択されたが、条約等の法的拘束力を有する取極めではなく、メンバー国・地域による相互審査で不履行と評価された部分については継続的レビューを行い、FATFに改善状況を報告させる形を採用している。

FATF等において重視されている論点は以下の通りである。①メンバー国・地域がマネーロンダリング対策を行う場合のリスクベース・アプローチ適用。②脱税の前提犯罪化。即ち、不法な収益を生み出す犯罪であり、収益がマネロンの対象になっている。③PEPs (Politically Exposed Persons 重要な公的地位を有する者) と高リスク顧客の管理。④実質的所有者・支配者 (Beneficial Owner) の把握。実行行為者は取引主体であることを隠

(9) 田中健太郎「アメリカ合衆国及びイタリア共和国におけるマネーロンダリング法制及びその実務—違法マネーの入口(金融機関の顧客管理)から出口(犯罪収益の没収)まで—」預金保険研究第17号(2015年3月)1-139頁参照。金恵京「アメリカにおけるマネー・ロンダリング対策の評価と課題—テロ防止の視点から—」日本大学危機管理学研究創刊号(2017年3月)60-75頁。Federal Register/ Vol. 77, No. 43/ March 5, 2012, 13052p. National Action Plan on Preventing the Misuse of Companies and Legal Arrangements June 18, 2013.

蔽すべく実質的に支配する法人または信託もしくは組合その他の法的取極め (legal arrangement) を用いて形式的な名義人として取引を行うことがあり、背後で実質的に当該法人または法的取極めを所有または支配する自然人を実質的所有者 (Beneficial Owner BO) と称する。金融機関は顧客のリスク評価を行う場合、かかる実質的な所有者を把握し情報収集する必要がある。実質的所有者の構成により顧客リスクは大きく異なる。FATF「新 40 の勧告」の勧告 10 において、顧客が法人または法的取極めである場合は金融機関における実質的所有者の特定義務の制度化を各国に求め、勧告 24・25 で実質的所有者の登録制度などを構築することを要求している。

2. 米国におけるマネーロンダリング規制の俯瞰

米国におけるマネーロンダリング法制をみると、1970 年銀行秘密法 (Bank Secrecy Act BSA 通貨および外国取引報告法) が制定され、40 年以上にわたるマネーロンダリング対策の歴史を有している。金融部門ではリスクベース・アプローチを採用して効率的な顧客管理が実施し、顧客管理義務等を遵守しない金融機関に対する巨額の民事制裁金の支払い、刑事処分 (資産没収) を実施する。司法部門では、有罪判決を前提としない没収手続を配し、機動的・効果的な犯罪収益の剥奪を規定している。

米国のマネーロンダリングの規制構造は、先ず第 1 フェーズである金融部門 (顧客から資金受入れ) ではマネーロンダリング防止プログラム (AML Program) の設計と適切な実施を図る。①顧客管理においては KYC (Know Your Customer) プログラムを導入し、リスク評価を行う。本人特定事項の確認、顧客情報の入手、顧客リスクの評価を内容とする。②継続的な取引のモニタリングと定期的なリスク再評価としては、高リスク顧客に対する厳格な顧客管理、取引のモニタリングとアラート付け (把握している顧客情報に照らした不自然な取引の発見)、定期的な顧客リスクの再評価を内容とする。③疑わしい取引の届出では、アラートが付された不自然な取引の調査、疑わしい取引の届出の要否の決定を内容とする。第 2 フェーズでは米国財務省の FinCEN (Financial Crimes Enforcement Network 財務省金融犯罪取締ネットワーク) などの FIU (Financial Intelligence Unit) における疑わしい取引の分析と捜査機関への情報提供、第 3 フェーズでは司法部門としてマネーロンダリング罪等の刑事訴追、犯罪収益の剥奪 (没収制度) が定められている。

3. 実質的所有者の登記制度導入ならびに改正犯罪収益移転防止法

(1) イタリアの対応

2013 年 6 月北アイルランド (ロック・アーン) G8 サミットにおいて、「法人および法的取極めの悪用を防止するための G8 行動計画原則」が採択された。同行動計画原則では、警察等の法執行機関および税務当局が法人等の実質所有者情報を入手できるようにするべく、実質的所有者情報の登録制度を設けることなどが宣言されている。イタリア法ではかかる面の整備が進み、株主構成および株主名は法人の商業登記の必要的記載事項とされ、法人は株主権の変動があった場合は速やかに商業登記簿を管理する商工会議所に届け出なければならない。金融機関、法執行機関は商業登記簿を確認し (オンライン)、法人の最新の実質的所有者情報にアクセスが可能である⁽¹⁰⁾。

他方、米国では株主名は法人登記の必要的記載事項でなく、実質的所有者を把握する公

的システムは存在しない。金融機関は法人等の実質的所有者の特定のため、法人代表者等から株主名、本人特定事項の記載された署名入り書面の提出を求めている。

(2) 我が国の改正犯収法の対応

我が国では2013年4月改正犯罪収益移転防止法(改正犯収法)施行により(注)、FATF第3次対日相互審査で指摘された事項について改善措置が採られた。FATFの第3次対日相互審査における指摘事項⁽¹¹⁾の中にリスクベース・アプローチの未採用と実質的所有者に関する内容が含まれる。

改正犯収法によりマネロンリスクの高い取引について実質的所有者情報の確認を義務付け(実質的所有者が法人の場合、当該法人の実質的所有者の調査を行う必要はない。犯収法4条1項)、取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合は資産および収入の状況の確認を義務付けるといった厳格な顧客管理義務が新設された(犯収法施行令11条1項)。しかしリスクの高い取引、なりすましが疑われる取引、関連取引時の確認事項を偽っていた疑いのある顧客等との取引などに限定され(犯収法4条2項1号、同法施行令12条1項1号2号)、リスクベース・アプローチの採用が一般的に義務付けられてはいない。

改正犯収法では顧客が法人の場合、金融機関に対し実質的所有者(実質的所有者または真の受益者と同義)の本人特定事項の確認を義務付けているが(犯収法4条1項4号)、顧客の議決権構成を把握する義務を定めるもののFATF勧告が定める実質的所有者の特定までは求めておらず、勧告の完全実施に至っていない⁽¹²⁾。

FATF勧告においてはPEPs(重要な公的地位を有する者)は高リスク顧客に分類され、厳格な顧客管理を要求されるが、我が国では改正犯収法施行後もPEPsに関する規定は存在しない。

4. 米国の金融機関におけるマネーロンダリング防止プログラムと実質的所有者

米国における金融機関のマネーロンダリング防止プログラムに関する主要な法律は、1970年銀行秘密法、2001年USA PATRIOT法(Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism)であり、銀行秘密法は金融機関に対し保有する顧客情報、取引情報を政府機関に提供することを義務付ける。USA PATRIOT法は2001年同時多発テロを受け制定され、通信傍受の拡充、マネーロンダリングおよびテロ資金供与規制などを強化するが、銀行秘密法のうち顧客管理、取引記録の保管、法執行機関との情報共有などに関する規定について金融機関の義務を強化する改正を行っている⁽¹³⁾。米国ではUSA PATRIOT法により修正された銀行秘密法および財務省規則が遵守すべき法制度、FinCENガイダンス、BSA/AML検査マ

(10) 前掲注(7) 田中健太郎 77-90頁。

(11) 未改善部分も残る。山崎千春・鈴木仁史「改正犯収法と金融犯罪対策」きんざい(2013年)。白井真人・渡邊雅之「マネー・ロンダリング対策ガイドブック 改正犯罪収益移転防止法・FATF勧告への実務対応」LexisNexis(2013年)。警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官ウェブサイト「マネー・ロンダリング対策等に関する懇談会」

(12) FATF, Third Mutual Evaluation Report, Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism, Japan, 17 Oct., 2008.

(13) 前掲注(7) 田中健太郎 60-77頁。

ニュアルが事実上の準則として金融機関が実施するマネーロンダリング防止プログラムの要素を規定している。

マネーロンダリング防止プログラムの実施義務違反に対する行政処分、刑事処分について米国では量刑ガイドライン、あるいはコンプライアンスプログラムが内部統制システムの一環として構築・運用義務があり、同時に訴訟における量刑軽減機能としてのインセンティブを果たしている。米国の連邦量刑ガイドライン (United States Organizational Sentencing Guideline) は企業犯罪に対して高額な制裁金を課し、他方で裁判所が量刑を判断するに当たり一定のコンプライアンスプログラムを備えていた企業には量刑上の軽減を認める指針を示したものである。企業のコンプライアンス体制の存否を制裁金額の決定の考慮要因とし、量刑ガイドラインではコンプライアンス体制を「法律違反を予防し発見する効果的プログラム」と表現している⁽¹⁴⁾。

行政罰、刑事罰を背景に金融機関に対して適切なマネーロンダリング防止プログラムを実施させる施策は米国マネーロンダリング法制の特徴といえる。経済合理性のみでは銀行秘密法上の義務を履行するインセンティブは少なく⁽¹⁵⁾、マネーロンダリング防止プログラムの投資インセンティブあるいはエンフォースメントとして、プログラムの実施違反に対し監督機関による行政処分（業務停止命令、民事制裁金等）が課され、悪質な意図的 (willful) 実施義務違反には刑事責任追及（拘禁刑・罰金等の刑事罰、資産没収）も行われている。

特に刑事処分として、銀行秘密法ではマネーロンダリング防止プログラムに関連する以下の義務に意図的に (willfully) 違反した者に対して罰則を設ける⁽¹⁶⁾。金融機関のリスクに応じた適切なマネーロンダリング防止プログラムの設計義務、BSA（銀行秘密法）オフィサーの指名と権限付与義務、不自然な取引の検出と疑わしい取引の届出の実施ための人員配置および IT システムの導入など適切な態勢の構築義務、不自然な取引の発見等に関する従業員教育プログラムの実行義務、内部監査体制の構築義務、外部監査の実施義務などの義務が対象となる。司法省が金融機関の刑事責任を追及する場合、次の事項を検討しなければならない⁽¹⁷⁾。①違反が意図的に (willfully) なされたこと。②違反を意図的に行った金融機関内部の当事者（責任者）の特定、立証責任。刑事責任は個人責任原則であり、検察官は当該金融機関の内部においてマネーロンダリング防止プログラムの実施に関して実質的権限を有する違反の当事者（経営陣のうち担当責任者等）を特定し、同人が意図的に義務に違反したことを立証しなければならない。

(14) <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/mergers-and-acquisitions/articles/term-sentencing-guideline-20110125.html>.

(15) 前掲注 (7) 田中健太郎 61 頁注 (177)、69 頁注 (196)。

(16) 31 U.S.C. § 5322.

(17) M. Kendall Day, Prosecuting Financial Institutions and Title 31 Offenses, United Attorney's Bulletin, Sep. 2013.

第三章 英国のマネロン規制における罰則規定

これまで英国マネロン規制に関しては、法人顧客の真の受益者の確認義務につき2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007 MLR2007) に規定されてきた。その中で罰則規定についてみておきたい⁽¹⁸⁾。リスクベース・アプローチの採用については、顧客が所定の要件の何れかに該当すると信じるに足る合理的根拠がある場合、金融機関に対し顧客デューデリジェンスは要求されない (資金洗浄やテロ資金供与の疑いのある場合は除く。MLR2007 規則 13 (1), 規則 13 (2) ほか)。

罰則について、金融機関が真の受益者の確認を含めた顧客デューデリジェンスの実施にかかる義務 (MLR2007 規則 7 (1) に規定) に違反した場合、監督機関である金融サービス庁は適正と考える金額の罰金 (civil penalties) を課することができる (MLR2007 規則 42 (1))。当該義務違反は以下の刑事罰の対象にもなる (MLR2007 規則 45 (1))。(a) 即決裁判により法定上限以内の罰金。(b) 陪審裁判により2年以下の禁固または罰金あるいはその両方。会社法人である金融機関による違反の場合、当該違反が当該金融機関の役員 (officer) の同意または黙認の下に行われたものであり、あるいは当該役員の怠慢に帰せられるものである場合は当該役員も両罰規定として刑事罰の対象となる (MLR2007 規則 47 (1))。

米国 FinCEN においても、銀行秘密法 (Bank Secrecy Act) により資金洗浄防止にかかる規制の制定権、規制執行にかかる権限を有する (31 U.S.C. § 5318 (h) (2), 31 USC § 5318 (a) (2))。事前通達 (advance notice of proposed rulemaking) では触れていないが、FinCEN 制定の規則違反は罰金 (civil penalty), 刑事罰 (criminal penalty) の対象となり得る (31 CFR § 1010.820, § 1010.840)。真の受益者の確認義務違反に関しても罰則を適用することが可能となる⁽¹⁹⁾。

第四章 実質的支配者と重要な公的地位を有する者ならびにリスクベース・アプローチ—PSC Regime と我が国への示唆を込めて—

1. EU 第4次マネーロンダリング指令と PSC Regime—テロ資金調達ならびに仮想通貨などの対策—

実質的支配者あるいは PEPs, リスクベース・アプローチ, 域外適用などの問題に関して EU 指令や FATF 勧告などを基に英国 PSC Regime と我が国犯罪収益移転防止法の敷衍の視点を加えつつ, 考察をまとめておきたい。

これまで英国では実質的支配者を発見することは各銀行における自発的な対応に委ねられてきたが, これには限界もあり, 客観的視点からの明確化を図るべく英国では PSC

(18) 金融庁「諸外国における金融機関のマネー・ロンダリング対策に係る調査」三菱UFJリサーチ & コンサルティング調査 (2013年2月) 1-50頁参照。英国について1-16頁。

(19) 前掲注 (16) 金融庁・三菱UFJリサーチ & コンサルティング調査 48-50頁。Department of the Treasury, Financial Crimes Enforcement Network, "Customer Due Diligence Requirements for Financial Institutions," 77 FR 13046 (March 5, 2012). FIN-2010-G 001, "Guidance on Obtaining and Retaining Beneficial Ownership Information," March 5, 2010.

Regime 制定が企図され、当該企業における実質的支配者を明白にする趣旨である。PSC Regime については国内法化として EU の枠組みの関連で一般法と特別法の関係、あるいはむしろ FATF 勧告を反映した英国の新たな対応として位置付けることもできようか。

マネロンに関する EU 法制をみていくと、EU 理事会と欧州議会は 2017 年 12 月 15 日第 4 次マネーロンダリング指令 (2015/849) を改正して実質株主、信託の実質受益者にかかる開示を義務化することで合意している⁽²⁰⁾。背景には 2016 年パナマ文書流出・租税回避事件、テロ資金調達、更には近時の仮想通貨の高騰が存在する。EU は指令により登記制度について各国の国内法制に応じた対応・整備を求めている。

改正第 4 次マネーロンダリング指令の内容は以下の通り。企業に関し実質株主を登記簿等で一般公開すること。信託に関し実質受益者情報を税当局・法執行当局や弁護士等マネーロンダリング防止規則に関わる関係者に利用可能にすること。EU 域外企業の株式を保有する信託に関し実質受益者情報の開示を書面で要求できる制度を確立すること。EU 加盟国は登記簿に提出された実質株主や実質受益者に関する情報を認定すること。仮想通貨に関し販売所や取引所での匿名での口座開設や取引を禁止すること。プリペイドカードを用いる匿名の支払を店舗で 150 ユーロ、オンラインで 50 ユーロに制限すること。

PSC Regime の有する主旨の 1 つに脱税補助の撲滅がある。英国でマネロンの洗浄の対象についてイリーガルなもの掲げるが、脱税も該当する。ダミー会社を使う事例もあり、実質的支配者 (beneficial owner BO) を注視することになる。

2. 犯罪収益移転防止法と PSC Regime—PSC Regime の展望と我が国法制への敷衍—

(1) 実質的支配者 (BO) と重要な公的地位を有する者 (PEPs)

我が国の犯罪収益移転防止法はマネロン防止、テロ資金提供の禁止を主な目的とする。2016 年 10 月改正では①顧客管理における特別の注意を要する類型の追加、②外国銀行とのコルレス契約締結における確認規定の新設、そして③特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充があり、③には取引時確認等の措置の実施に関する規定の策定、監査等の業務を統括する者の選任、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとする措置を内容とする⁽²¹⁾。

取引時確認に関して、改正により PEPs (Politically Exposed Persons 重要な公的地位を有する者) にかかるハイリスク取引が追加され、米国法に比して概念の明確化が図られているが欧州指令の文言は更に明確な内容となっている。英国ガイドラインでは政府高官等であった者で PEPs に該当する者を過去 1 年間のいずれかのタイミングで政府高官等であった者に法令解釈により限定していると評価できる⁽²²⁾。

(20) EU 離脱後の英国が同ルールを導入するかは不透明。透明性開示が問題となる信託について実質株主同様の情報の一般開示が義務化されないことについて懸念も出されている。「[EU]EU 理事会と欧州議会、第 4 次マネーロンダリング指令改正で合意。実質株主・受益者開示ルール導入」ニューラル サステナビリティ研究所 (2018 年 1 月 6 日)。

Money laundering and terrorist financing: Presidency and Parliament reach agreement, 20/12/2017, European Council Council of the European Union.

(21) 中崎隆「犯罪収益移転防止法改正と実務対応」日本組織内弁護士協会 (JILA) (2015 年 12 月 4 日) 1-70 頁参照。

また実質的支配者概念については犯罪収益移転防止法に定義がされている。25%基準など基本的には英国 PSC Regime と内容は同様である。FATF メソドロジー (methodology) によれば、事業者に対して邦人顧客の実質的支配者の確認を求めている。犯収法改正により、法人顧客やその株主等および事業者にとっては負担が課されることとなる。

我が国には法人自らが実質的支配者を把握する制度が存在せず、FATF 勧告 33 において法人の実質的支配者を明らかにする仕組みの策定と事業者が利用可能なことが求められていることに鑑み、英国 PSC Regime の登記制度の内容は参照すべきこととなろう。即ち、規制コスト低減の視点とも合わせて、企業の自主的スキームとして実質的支配者の認識のために親会社の支配者など最終的支配者である自然人 (Ultimate Owner) に行き着くまでのチェックが必要という FTFA の指摘がなされたことを踏まえ、登記により当該企業の実質的支配者を特定できるような登記制度の導入は、我が国においても今後の課題となり得る。

欧州指令 (3 条 6 号) をみると 25% 基準を用いるなど犯収法の基準に酷似しているが、各加盟国に裁量を与える柔軟な規定内容であり、実質的支配者であるかが疑わしい場合の例外規定が欧州指令には盛り込まれている点も犯収法との相違点となる。今後は英国 PSC Regime についてガイダンスなどの内容の精査を行い、こうした符号が見られるかどうかを確認することとも有用であろう⁽²³⁾。

登記制度に関して欧州マネーロンダリング防止指令では、各加盟国は法人の実質的株主および実質的株主が保有している利益 (株式数等) に関する適切、正確かつ最新の情報を各法人が取得・保有することを確保し、当該法人が本人確認を行わなければならない主体から法的な所有者および実質的な所有者に係る情報の請求を受けた場合、これを提供させるよう義務付けなければならない (30 条 1 項) 旨を規定する。法的な所有者および実質的な所有者にかかる情報が Central Register (商業・法人登記簿) に登録されるようにしなければならない (30 条 3 項)。

犯収法では、実質的支配者の確認について実質的支配者の本人確認書類または写しの確認のみならず、当該顧客等の代表者等から申告を受けることが必要である旨が改正によって明記されている (4 条 1 項, 2 項, 改正規則 14 条 3 項)。

PEPs をハイリスク取引とする背景をみると、FATF 勧告 6 は事業者に対して顧客が PEPs である場合、通常の顧客管理措置に加えて一定の措置を実施すべきことを求めている。FATF は我が国法令には PEPs に関しかかる措置を義務付ける規定が置かれていないことを指摘し、PEPs とマネーロンダリングとの関係について PEPs はその立場からマネーロンダリング等の犯罪に巻き込まれる潜在的脅威があり、個々の PEPs の事情に関わらず常にリスクの高いものとして取り扱われなければならないとする。PEPs は外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、裁判官、軍当局者などを指すが、FATF 勧告 6 は事業者に対して顧客が PEPs に該当するか否かを判断し、該当する場合は資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講ずることを求めている。

(2) 欧州のハイリスク取引 (PEPs 等) における顧客管理と犯罪収益移転防止法

ハイリスク取引 (PEPs 等) における顧客管理をみると、欧州指令では PEPs との取引

(22) 前掲注 (19) 中崎隆 14-20 頁, 35-38 頁, 41-42 頁, 56 頁。

(23) 英国 PSC Regime についての記述の部分は筆者の所見であり、文責は筆者にある。

について以下の内容を要求する。①適切なリスク管理の体制（PEPsに該当するかの判断のためのリスクベースの手続きを含む）。②PEPsとの取引関係において所定の手続きを求めていること。

犯収法においては、確認記録の作成義務等（6条）に関し、PEPs(外国政府高官等)との取引が記録事項に追加されている（改正規則20条1項22号）。PEPsと実質的支配者との関連では、代表者すら不在の法人はなく実質的支配者は必ず存在することになると解され、実質的支配者の有無の項目は記録事項から除外されている（規則17条1項18号参照）。

3. マネロン対策におけるリスクベース・アプローチならびに米国規制

FATF第4次勧告1は、リスクベース・アプローチに立ちマネーロンダリング対策の実施を明示的に打ち出し、犯罪収益移転防止法にも一部であるが取り入れられている。FATF第4次勧告では資源の効率的な配分の観点からリスクベース・アプローチが本質的基礎とならなければならないとする。リスクベース・アプローチの実現のためには、政府がリスク評価を行うことが必要となり、継続的顧客管理に関する新制度を設計する際の基本的な考え方とならなければならない。国家公安委員会による毎年の犯罪収益移転危険度調査書の作成・公表が義務付けられ（3条3項）、このリスク評価と統合的な顧客管理として危険度調査書の内容を踏まえた各種措置を行うべき努力義務が特定事業者に課せられている（法11条、改正規則32条1項）。

4. 犯罪収益移転防止法の適用範囲と米国 OFAC の域外適用

犯罪収益移転防止法の適用範囲に関しては域外適用の問題として外国法人(外国銀行等)の特定事業者が本邦支店で銀行業等を行っている場合の犯収法の適用範囲、日本法人(銀行等)の特定事業者が海外に支店を保有する場合の犯収法の適用範囲が論点となる。関連法制を含め域外適用問題をまとめておきたい⁽²⁴⁾。

米国における諸規制については、本邦を含む金融機関は従来から OFAC（財務省外国資産管理室）規制の対応として国際送金のフィルタリングや口座の凍結を実施してきた⁽²⁵⁾。OFACによる経済制裁規制の域外適用が強化され当局検査等が厳格となっており、多額の制裁金支払を余儀なくされるリスクの高まりへの対処から、グローバルの企業はかかるコンプライアンス対応に注力せざるを得なくなっている。2012年8月イラン、シリアに対する制裁強化を目的とした法律（Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012）が成立し、米国 SEC（証券監視委員会）上場企業に対し関連取引の報告が求められる等、義務の拡大が顕著となっている。

米国では FCPA（Foreign Corrupt Practices Act 1977 海外腐敗防止法）が贈収賄に関する法規制として存在するが、域外適用の傾向が特に顕著であり、本邦国内企業に対して厳罰を課す事例も生じている⁽²⁶⁾。英国 Bribery Act UKBA も贈収賄に関する法規制であ

(24) KPMG「域外適用」（2013年5月22日）。

<https://home.kpmg.com/jp/ja/home/insights/2013/10/extraterritorial-application.html>

(25) 「米国 OFAC 規制に関する留意点について」三菱 UFJ 銀行。

http://www.bk.mufg.jp/tsukau/kaigai/soukin/OFAC_ryui.html

り、同様に域外適用が想定されている。

租税回避関連では、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act 外国口座税務コンプライアンス法)⁽²⁷⁾があり、海外口座を利用した米国人の租税回避の防止を目的とする。米国外金融機関に対してIRS (米国内国歳入庁)との契約 (または登録)、自社の顧客における米国家人口座の検出、IRSに対する米国家人口座情報の報告、一定の顧客等への支払時の源泉徴収等を求める。

5. PSC Regime の制度設計—ハードローミックス, Senior Management Regime (SMR) のアナロジー—

以下は私見である。英国では2016年3月施行を目指して、企業経営者の規律にかかるSenior Management Regime (SMR) の枠組み構築が進められている。英国金融サービス市場法を根拠法とし、コード等により形成されるソフトローとのハードローミックスである。従前の上級管理者を対象とする規制当局の個別の事前承認制度であるApproved Persons Regime (APR) を下部経営層や従業員にまで継承・拡大するもので、実際に企業価値創造を担う執行陣に対する規律である点で、とかく独立性や多様性、専門性などの議論が主となっていた監視機能を担う社外取締役にかかる議論とは関連性は強いものの一線を画するものともいえる。

背景には国際的な金融危機、近年のLibor金利不正に加えてロンドン金融資本市場の国際競争力向上や規制コスト削減など競争政策上の思惑、更にはUBS事件において英国金融規制機関のFCAの行政処分が審判において覆されたことも存在する。集団的意思決定、経営判断による個人責任の追及が困難となり、不正・コンプライアンスに止まらず戦略面にかかる積極的妥当性の意思決定に関する経営陣の責任を問う趣旨のものと思料する。Senior Management Regime (SMR) の内容として、証明責任の転換により個人責任の追及を容易にし、併せて刑事罰規定も設けるなど厳罰化、エンフォースメント強化を図っており、司法判断を契機としたソフトローのルール化、ハードロー化の様相も窺える。

他方、英国において導入が図られるPSC Regimeについては経営面の妥当性・効率性よりもコンプライアンスにかかる側面が強いが、ほとんどの英国における株式会社とLLPsを対象としたハードローミックスであり、プリンシプルベースに依拠しつつエンフォースメントとしては刑事罰規定の導入を行う点で上記SMRの制度枠組みと共通点もみられる。これまでのマネロン関連規制が2007年資金洗浄規則 (Money Laundering Regulation 2007 MLR2007) に根拠を有していたのと異なり、PSC Regimeについては英国中小事業法という一般法に根拠を持たせ、登記制度導入と立証責任転換などにより真の所有者の掌握などで幅広く実効性を高める内容である。

(26) 経済産業省「平成23年度 中小企業の海外展開に係る不正競争等のリスクへの対応状況に関する調査 (外国公務員贈賄規制法制に関する海外動向調査)」日本能率協会総合研究所 (2012年3月) 1-102頁。渡邊隆彦・田澤元章・久保田隆・阿部博友・田中誠和「米国FCPA及び英国Bribery Actの域外適用と企業のコンプライアンス・プログラムの法的意義—米英日の比較—」専修ビジネス・レビューVol. 10 No. 1 (2015年) 75-94頁。

(27) 金融庁「米国のFATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明」(2013年6月11日)。

PSC Regimeの基本コンセプトは企業自身のガバナンス・規律に委ねてガイドライン等で詳細な規定を置き、エンフォースメントでは刑罰規定も付加して遵守を目論む。規制コストの低減と実効性向上に加え、リスクマネジメントの重点化も意図しているといえる。

我が国はアベノミクスの根本に企業のガバナンス改革を据え、会社法のみならずチェーンシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードのダブルコード導入でプリンシプルベース、ハードローミックスに依拠した制度改正へ踏み出した限りは、PSC Regime, Senior Management Regimeといった英国法制の先駆例を参考にし、米国のルールベースからの転換を指向せざるを得なくなるといえよう。もっとも会社法制が上場会社を包含したものとなっていることもあり、金商法領域などで法制上の調整が難しくなる。やむなく詳細はコード頼みになり上場規則としてハードロー化を強めることで解決策の1つとしつつあるのが実態であろうか。コードの導入は上場企業における独立社外取締役の増加など一定の成果を上げつつあるが、直近において金融庁や経済産業省ではダブルコードの浸透、実効の検証を強めるべく多くの検討委員会等を立ち上げあるいは継続運営し、縦割りの官庁毎に主旨・内容が重複するとも見られかねない提言あるいは報告書が相次いで出されつつある。金融規制の改革においては英国でも政権交代を契機に規制官庁あるいは管轄の再編が繰り返されており、この点では我が国は管轄・官庁の再編こそないが、今後の課題としては同様のものを抱えていると思料される。

我が国の犯罪収益移転防止法をみると、欧米の法制度よりもエンフォースメントの面で罰則が甘い。また実質的所有者などの概念、対象範囲自体も狭い。真の受益者については、マネロン法制度の関連で従前より金融機関を中心に問題となってきた。一定の法整備が主に先進国ではされているが、英国PSC Regimeではこれを更に会社法領域全般にまで拡大し、登記制度を導入することで広範囲にかつ実効性を高めんとするものである。米国等でも登記制度までは導入されていないが検討事項となっており、登記制度導入は世界的にも大きな流れの中にある。マネロンあるいは仮想通貨の不正流出等新たな問題に対する規制の関連でも、我が国において考察を進める意味は十分に存在しよう。

[本稿は財団法人民事紛争処理研究基金の助成金に基づく研究成果である]

[参考文献]

脚注に掲載した他、齊藤壽彦『近代日本の金・外貨政策』慶應義塾大学出版会（2015年）、太田三郎『企業の倒産と再生』同文館出版（2004年）、藤江俊彦『改訂新版・増補 実践危機管理読本』日本コンサルタントグループ（2012年）、松田和久「EU会社法におけるコーポレート・ガバナンス—2003年・2012年アクションプランに基づく取組み—」。

(2018.5.7 受稿, 2018.6.11 受理)

〔抄 録〕

本稿は、英国における新しい会社の登記制度である PSC Regime について考察を行ったものである。マネロン法制において、不正送金などの背景に存在する実質的支配者の掌握が金融機関において求められるが、従来は容易ではなく、登記制度の導入を図ることで実効性の確保、金融機関の負担軽減などを図らんとする主旨である。マネロンにかかる FATF の国際的な枠組みや EU 指令にも沿った対応といえる。我が国では犯罪収益移転防止法の改正が行われてきているが、今後の制度設計にも影響を与えることが思料される。マネロン規制でなく一般的な会社関連法制を基礎としたハードローミックスで、挙証責任の転換、エンフォースメントとして刑罰規定を有するなどの点で類似性のある企業の上級経営者の規律にかかる Senior Management Regime (SMR) とのアナロジーも検討を行った。論文掲載の貴重な機会を頂いた千葉商科大学には心から感謝の意を表したい。